

## 事前相談

### ① 対象行為

届出（通知）対象行為のうち、事前協議対象とならないもの

### ② 申請時期

届出（通知）の30日以上前であかつ設計が容易に変更できる時期まで

### ③ 必要書類

#### ●建築物の建築等

- 景観相談カード
- チェックリスト（適合状況説明書）下記の2つの添付が必要です。
  - ・町田市全域の共通基準のチェックリスト
  - ・各ゾーンまたは誘導地区のチェックリスト
- 案内図
- 配置図
- 立面図（着色必要、マンセル値、強調色の使用割合明記）
- 緑化計画図（樹種や緑地の範囲がわかるもの）

#### ●工作物の建設等

- 景観相談カード
- チェックリスト（適合状況説明書）下記の2つの添付が必要です。
  - ・町田市全域の共通基準のチェックリスト
  - ・各ゾーンまたは誘導地区のチェックリスト
- 案内図
- 配置図
- 立面図

#### ●開発行為、土地の形質の変更等

- 景観相談カード
- チェックリスト（適合状況説明書）下記の2つの添付が必要です。
  - ・町田市全域の共通基準のチェックリスト
  - ・各ゾーンまたは誘導地区のチェックリスト
- 案内図
- 土地利用計画図

### ④ 提出方法

メールでのみ受け付けます 送付先：[mcity6750@city.machida.tokyo.jp](mailto:mcity6750@city.machida.tokyo.jp)

※データ形式 チェックリスト：xlsx、その他の資料：word、pdf、jpeg のいずれか

### ⑤ 事前相談の流れ

